

平成 28 年 9 月 21 日

平成28年登米市議会定例会 9 月 定期議会 議案

(その 3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第5号	宮城県の子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書	3
	議員派遣の件	5
	常任委員会の調査報告	別冊

発議第5号

平成28年9月21日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 教育民生常任委員会
委員長 關 孝

宮城県の子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則(平成17年議会規則第2号)第14条第2項の規定により提出します。

宮城県の子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

第 356 回宮城県議会（平成 28 年 6 月定例会）において、乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を就学前まで拡充する方針が明らかになった。しかし、中学校 3 年生までの拡充を望む市町村の要望に照らして、県が助成年齢を就学前まで引き上げるにとどまるとすれば、あまりに拡充幅が小さいと言わざるを得ない。

東日本大震災後、県内市町村は子育て支援を重要視し、近隣と歩調を合わせ一貫して拡充を推し進めてきた。この度の県の拡充方針を受け 5 市町が拡充を決め、他に 16 市町村も県の正式決定を待って対応を決める見込みだが、県の拡充幅が小さいため、市町村の財政負担は軽減されない。

また、県内市町村の乳幼児、または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような現状から、地方公共団体の施策を一層充実させ、安心して子どもを産み、育てることのできる社会を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。また、被災からの復旧・復興を目指す上でも、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担軽減の観点から、県政による被災地支援にもつながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による子ども医療費助成制度の助成年齢を中学 3 年生まで拡充されるとともに、所得制限の緩和、または撤廃されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 日

登米市議会議長 沼倉利光

宮城県知事 村井嘉浩 殿

議員派遣の件

平成 28 年 9 月 21 日

本議会は、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則 170 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件 名 栗原市・登米市・一関市議会議員交流会

- (1) 派遣目的 交流を通して地域の課題等について理解を深め、お互いが連携しあいながら、本地域の交流発展に寄与する。
- (2) 派遣場所 一関市内
- (3) 派遣期間 平成 28 年 10 月 25 日 (火)
- (4) 派遣議員 全議員

2 件 名 宮城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 研修会への派遣を通して、議員の資質の向上を図るとともに、県内議員との情報交換を行う。
- (2) 派遣場所 白石市 白石市文化体育活動センター
(ホワイトキューブ)
- (3) 派遣期間 平成 28 年 11 月 22 日 (火)
- (4) 派遣議員 正副委員長 (議運を含む)、議長、副議長

※なお、決定していない事項や変更がある場合の取り扱いは、議長に一任する。